

\*ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成25年度

## 財政援助団体等監査結果報告書

平成26年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、同法第199条の2の規定により、赤羽つや子監査委員は、新宿区土地開発公社の監査について関与していない。

平成26年2月17日

新宿区監査委員	山 岸	美佐子
同	猿 橋	敏 雄
同	岩 田	一 喜
同	赤 羽	つや子

# 目 次

## I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	2
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	実地監査日程	5

## II 監査の結果

第1	総括意見	7
第2	団体別監査結果	9
1	歌舞伎町タウン・マネージメント	9
2	新宿区土地開発公社	11
3	みずほ信託銀行株式会社	13
4	角筈地域センター管理運営委員会	15
5	株式会社フジランド	17
6	住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体	19
7	株式会社コンベンションリンケージ	21
8	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	23
9	社会福祉法人アゼリヤ会	27
10	社会福祉法人かがやき会	30
11	特定非営利活動法人工房『風』	33
12	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	36
13	生活協同組合・東京高齢協	40
14	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	43
15	社会福祉法人聖母会	46
16	社会福祉法人新栄会	48
17	西富久地区市街地再開発組合	51
18	飯田橋第二パーク・ファミリー管理組合	53
19	新宿区教職員互助会	55

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補てん、利子補給その他の財政援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査とあわせて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

## 第2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成24年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる19団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

## 第3 監査の期間

平成25年9月13日（金）から平成26年2月7日（金）まで

## 第4 監査の対象範囲

平成24年度における事業の補助金等、団体への出資金、不動産信託の受託者及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

## 第5 監査の方法

- 1 補助金等交付団体及び出資団体については、団体の概要、定款、平成24年度決算書、平成24年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金交付要綱をもとに、団体等の関係書類との突合を行った。また、あわせて所管部局から説明を聴取した。

- 2 不動産信託の受託者については、団体の概要、定款、土地信託契約書、収支報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、契約書に基づいた信託不動産の管理・運用に係る内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された報告書等の関係書類をもとに、団体等の関係書類との突合を行った。また、あわせて所管部局から説明を聴取した。

- 3 指定管理者については、団体の概要、定款、基本協定書、平成24年度協定書、平成24年度決算書、平成24年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類をもとに、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、あわせて所管部局から説明を聴取した。

## 第6 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- 1 補助金等交付団体

- (1) 団体

- ア 財政援助に係る事業は計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

- イ 財政援助に係る収支の事務処理は適正に行われているか。

(2) 所管部局

- ア 財政援助に係る事業の効果及び履行の確認は適切に行われているか。
- イ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

- ア 事業等は出資の目的に沿って適正に運営されているか。
- イ 事務処理及び財産管理は適正に行われているか。
- ウ 経営は健全な状態か、また、責任者が状況を把握しているか。

(2) 所管部局

- ア 出資団体の財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

3 不動産信託の受託者

(1) 団体

- ア 不動産信託に係る事業は目的に沿って適正に行われているか。
- イ 不動産信託に係る事務処理は適正に行われているか。

(2) 所管部局

- ア 不動産信託の受託者への指導監督は適切に行われているか。

4 指定管理者

(1) 団体

- ア 施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- イ 管理業務に係る事務処理は適正に行われているか。

(2) 所管部局

- ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- イ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

(別表1) 監査実施団体及び所管部局

No.	団 体 名	団体の性格				所 管 課
		補 助	出 資	信 託	指 定	
1	歌舞伎町タウン・マネージメント	○				区長室特命プロジェクト推進課
2	新宿区土地開発公社		○			総務部契約管財課
3	みずほ信託銀行株式会社			○		総務部契約管財課
4	角筈地域センター管理運営委員会	○			○	地域文化部角筈特別出張所
5	株式会社フジランド				○	地域文化部生涯学習コミュニティ課
6	住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体				○	地域文化部生涯学習コミュニティ課
7	株式会社コンベンションリンケージ				○	地域文化部産業振興課 地域文化部消費者支援等担当課
8	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	○	○		○	地域文化部消費者支援等担当課 環境清掃部環境対策課
9	社会福祉法人アゼリヤ会	○			○	福祉部地域福祉課 福祉部介護保険課
10	社会福祉法人かがやき会	○				福祉部障害者福祉課
11	特定非営利活動法人工房『風』	○				福祉部障害者福祉課
12	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	○			○	福祉部障害者福祉課
13	生活協同組合・東京高齢協				○	福祉部高齢者福祉課
14	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社				○	福祉部高齢者福祉課 子ども家庭部子ども総合センター
15	社会福祉法人聖母会	○				福祉部介護保険課
16	社会福祉法人新栄会	○			○	子ども家庭部保育課 子ども家庭部子ども園推進課 子ども家庭部子ども総合センター
17	西富久地区市街地再開発組合	○				都市計画部地域整備課
18	飯田橋第二パーク・ファミリア管理組合	○				都市計画部地域整備課
19	新宿区教職員互助会	○				教育委員会事務局教育指導課



## (別表2) 実地監査日程

実施年月日の\*印は監査委員による実地監査

実施年月日	団体名
平成 25年 10月 10日 (木) 11月 8日 (金) *	歌舞伎町タウン・マネージメント
10月 10日 (木) 11月 12日 (火) *	社会福祉法人聖母会
10月 17日 (木) 11月 6日 (水) *	株式会社コンベンションリンクージ
10月 17日 (木) 11月 14日 (木) *	生活協同組合・東京高齢協
10月 18日 (金) 11月 12日 (火) *	特定非営利活動法人工房『風』
10月 21日 (月) 11月 18日 (月) *	社会福祉法人かがやき会
10月 21日 (月) 11月 6日 (水) *	飯田橋第二パーク・ファミリア管理組合
10月 23日 (水) 11月 8日 (金) *	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
10月 24日 (木) 11月 18日 (月) *	西富久地区市街地再開発組合
10月 25日 (金) 11月 21日 (木) *	新宿区教職員互助会
10月 29日 (火) 10月 30日 (水) *	株式会社フジランド
10月 31日 (木) 11月 14日 (木) *	住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体
11月 1日 (金) 11月 21日 (木) *	みずほ信託銀行株式会社
11月 7日 (木)	新宿区土地開発公社
11月 26日 (火)	角筈地域センター管理運営委員会
11月 28日 (木)	社会福祉法人アゼリヤ会
12月 3日 (火)	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会
12月 5日 (木)	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
12月 5日 (木)	社会福祉法人新栄会

## Ⅱ 監査の結果

## II 監査の結果

### 第1 総括意見

本年度の監査対象となった団体について、財政援助に係る事業等はその目的に沿っておおむね適正に行われていたと認められる。

所管部局の団体に対する指導監督及び関連事務についても、おおむね適切であったと認められる。

しかしながら、今回監査を行ったところ、補助金と指定管理者制度について、それぞれ問題点が見られたので、以下のとおり意見を述べる。

#### 1 補助金について

今回の監査においては、補助事業の一部が事業計画及び補助交付条件に沿って行われていなかったもの、実績報告書に補助金交付要綱で定める必要な内容の記載や書類の添付がされていなかったもの、補助金が補助目的に沿って使われたか疑問が生じるもの、所管課による補助対象となった事業の実施確認が不十分なものなどの事例が見られた。

補助事業の実施にあたって区は、補助金を交付するだけでなく、補助金が適正かつ効果的に使用されるよう努めなければならない。

また、団体は、誠実に補助事業を行わなければならない、不正に補助金の交付を受けたり、他の用途へ使用したりしてはならない。

所管課においては、団体に対し補助内容や補助交付条件の周知に努められたい。

また、補助金申請時には、その申請が補助目的に沿ったものとなっているかを確認し、事業開始後には、事業が補助目的に沿って適切に実施されるよう必要に応じて現場確認などを行い指導監督されたい。さらに、事業終了後には、補助金交付要綱に照らし合わせ、必要に応じて証憑類を確認するなどにより、補助金が適正かつ効果的に使用されたか検証し、必要な措置を講じられたい。

補助金において、所管課が補助事業の基本を十分に理解していれば、今回の監査で見られた問題点は生じなかったと思われることから、補助金等交付規則や補助金交付要綱などを十分に把握されることを強く要望する。

## 2 指定管理者制度について

今回の監査においては、区と団体との役割分担が協定書どおりに行われていなかったもの、事業報告書に協定書で定める内容の記載がされていないもの、団体が実施する自主事業について内容や経費が不明確なものなどの事例が見られた。

指定管理事業の実施にあたって所管課は、指定管理者制度を導入した目的が達成されるよう、団体への指導監督を適切に行わなければならない。

所管課においては、区と団体との役割分担や団体が実施する事業について、事前に十分な調整や協議を行われたい。また、団体から提出を受けた月例報告や事業報告書などにより事業執行が適切に行われているか、正確な収支報告がされているか、管理業務が適正に行われているかを的確に確認し、指導するよう努められたい。

特に、自主事業における指定管理事業との区分や経費負担について明確にし、団体に適切な指導をされたい。

指定管理者制度において、所管課が指定管理事業の基本を十分に理解していれば、今回の監査で見られた問題点は生じなかったと思われることから、協定書等の内容を十分に把握されることを強く要望する。

## 第2 団体別監査結果

### 歌舞伎町タウン・マネージメント

#### 《補助金等交付団体》

#### 第1 監査対象の概要

##### 1 団体の概要

歌舞伎町タウン・マネージメント（以下「団体」という。）は、平成20年4月に歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下に設立された。

団体は、クリーン作戦プロジェクト、地域活性化プロジェクト及びまちづくりプロジェクト等の歌舞伎町ルネッサンス事業を推進することにより、賑わいがあり誰もが安心して楽しむことのできるまちを実現することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 情報発信事業
- イ 地域活性化事業
- ウ 安全・安心事業
- エ まちづくり事業

##### 2 区との関係及びその概要

###### (1) 区との関係

区は、団体に対し、平成24年度に19,664,407円を補助金として支出している。

###### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
歌舞伎町タウン・マネージメント補助金	19,664,407円	歌舞伎町ルネッサンスが実施する事業（情報発信事業、地域活性化事業、安全・安心事業、まちづくり事業）に係る運営費及び事業経費について補助する。

###### イ 根拠法令等

歌舞伎町タウン・マネージメント補助金交付要綱（平成24年4月1日23 新区特特第294号）

###### ウ 主な事業実績

###### (ア) 情報発信事業

- ・ホームページ掲載記事更新 102回
- ・メールマガジン 12回発行 登録者数 1,098人
- ・地域情報誌 1回発行 発行部数 30,000部

(イ) 地域活性化事業

- ・歌舞伎町シネシティ広場活用イベント 16件 延べ 6,978人参加
- ・大久保公園活用イベント 20件 延べ 43,026人参加
- ・その他施設におけるイベント 11件 延べ 8,983人参加

(ウ) 安全・安心事業

- ・歌舞伎町シネシティ広場における清掃 22回実施 延べ 335人参加
- ・安全・安心パトロール 128回実施 延べ 955人参加
- ・キャンペーン等 5回実施 延べ 1,250人参加
- ・新宿駅周辺の安全・安心を実現する会 7回実施

(エ) まちづくり事業

- ・岐阜県地歌舞伎座（岐阜県の農村歌舞伎）1,500人参加
- ・ハイジア『新宿学』－新宿を知る－（講演会とパネル展示）115人参加

## 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 新宿区土地開発公社

## 《出資団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

新宿区土地開発公社（以下「公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定に基づき、昭和62年4月に区により設立された。

公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 土地の取得、管理及び処分並びにその附帯業務

イ 住宅用地の造成事業その他の造成事業及びその附帯業務

ウ 地方公共団体の委託に基づく公共施設等の整備業務（上記ア及びイの事業実施と併せて整備されるべきもの。）及びその附帯業務

エ 地方公共団体等の委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量等の業務

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、公社設立に際し、基本財産として10,000,000円の全額を出えんしている。

ア 運用資金貸付

区は、「新宿区土地開発公社事業資金の貸付に関する覚書」に基づき、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第72号線用地（第I期）土地取得資金に係る金融機関借入金の利息支払資金として平成24年度に313,869円を貸し付けている。

イ 事務費等負担金

区は、「公共用地等の取得等に関する協定書」に基づき、公社事務費等に対する区負担金として平成24年度に129,922円を交付しており、全額販売費及び一般管理費に充てられている。

##### (2) 主な事業実績

公社の事務局職員 8名（区職員兼務）

平成24年度公有地取得

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第72号線用地（第I期）事業所在地 新宿区百人町一丁目87番2のうち

面積 92.21 m<sup>2</sup>

契約金額 83,862,029円（用地費55,326,000円、補償費28,536,029円）

## 第2 監査の結果

出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。  
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。



# みずほ信託銀行株式会社

## 《不動産信託の受託者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 事業概要等

##### (1) 事業の概要

###### ア 信託土地

新宿区西新宿一丁目 23 番 3 (淀橋第二小学校跡地)

面積 3,859.62 m<sup>2</sup>

###### イ 信託年月日

平成 13 年 1 月 12 日

###### ウ 信託の目的

法第 238 条の 5 第 2 項の規定に基づき、信託土地の上に建物（以下「信託建物」という。）を信託財産として建築し、これを賃貸することを目的として信託土地及び信託建物を管理・運用する。

###### エ 信託期間

平成 13 年 1 月 12 日から信託建物の竣工引渡日までの期間及び竣工引渡日の翌日から 20 年間（平成 35 年 6 月 30 日まで）

##### (2) 不動産の信託を受託している団体

みずほ信託銀行株式会社（以下「法人」という。）

中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人を受託者として、淀橋第二小学校跡地の土地信託を行っており信託配当収入を受けている。

###### ア 建物の用途

事務所、店舗、駐車場

###### イ 建物の規模等

鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造

地下 2 階 地上 18 階建

##### (2) 主な事業実績

平成 24 年 12 月末現在の入居率 93.17%

平成 24 年度の区への信託配当 738,496,418 円

## 第2 監査の結果

不動産信託に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。  
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 角筈地域センター管理運営委員会

## 《補助金等交付団体・指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

角筈地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、昭和63年7月に設立された。

団体は、住民自治の精神にのっとり、地域住民の相互の交流と活動を通じて、真に豊かで、住んで楽しいまちづくりの促進に寄与することを目的としている。その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 角筈地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するため必要な事業

ウ その他委員会の目的を達成するため必要な事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、平成24年度に100,000円を補助金として、17,989,185円を指定管理料として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区地域協働事業助成金	100,000円	住みよいまちづくりに向けた区民主体の活動を促進していくため、地域のコミュニティ団体等の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図る。

イ 根拠法令等

新宿区地域協働事業助成要綱（平成18年3月24日17新地地コ第547号）

ウ 主な事業実績

バスツアー 清里・野辺山を巡る小海線の旅

実施日 平成24年10月17日

参加者数 41人

### (3) 指定管理に関する概要

#### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
新宿区立 角筈地域センター	17,989,185 円	—	15,039,482 円 (うち人件費) 14,192,450 円	平成 24 年 4 月 1 日 ) 平成 27 年 3 月 31 日

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

なお、施設の貸出し等については、利用料金制度は導入せず、区の収入となる使用料としている。

#### イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成 17 年新宿区条例第 35 号）

#### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- (イ) 地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- (ウ) 地域センターの施設等の維持管理に関する業務
- (エ) 地域センターの団体登録、利用の承認、利用の変更及び取消し、利用の不承認並びに利用の承認の取消し等に関する業務
- (オ) その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

#### エ 主な事業実績

登録団体数 146 団体（平成 25 年 3 月 31 日現在）

施設全体の利用状況 利用件数 5,838 件

利用人数 61,329 人

利用率 61.20%

地域センターまつり 1 回 参加者数 1,037 人

広報誌（タウンニュース西新宿）発行回数 年 4 回 各回 4,000 部発行

その他コミュニティ事業の実施

つのはずコンサート 2 回 入場者数 延べ 405 人

子ども料理教室 1 回 参加者数 12 人

## 第 2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 株式会社フジランド

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

株式会社フジランド（以下「法人」という。）は、昭和33年9月1日に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ホテル、旅館、食堂の経営
- イ 貸自動車、駐車場の経営
- ウ スポーツ施設、娯楽施設の経営
- エ スポーツ、芸能の興行並びに仲介
- オ 旅行業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に156,321,900円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
新宿区立 区民健康村	156,321,900円	189,623,032円	364,086,904円	平成20年4月1日
			(うち人件費) 112,626,524円	〃 平成25年3月31日

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

###### イ 根拠法令等

新宿区立区民健康村条例（平成6年新宿区条例第24号）

###### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 区民健康村の宿泊施設、附帯設備及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 区民健康村における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務
- (ウ) 区民健康村の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- (エ) 区民健康村の利用料金の納入、利用料金の減免及び利用料金の返還に関する業務
- (オ) その他区民健康村の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

宿泊利用者数：23,886人（内訳 区民：16,005人 その他：7,881人）

客室稼働率：70.2%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体（以下「団体」という。）は、平成22年7月に設立された。

団体は、新宿区立新宿スポーツセンターの管理を共同連帯して遂行することを目的としている。代表者は住友不動産エスフォルタ株式会社である。

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、平成24年度に115,000,000円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿スポーツ センター	115,000,000円	140,971,420円	367,751,445円 (うち人件費) 97,339,766円	平成23年4月1日 ) 平成28年3月31日

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

###### イ 根拠法令等

新宿区立新宿スポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第47号）

###### ウ 主な管理業務の内容

###### (ア) 次に掲げる事業に関する業務

- ・新宿スポーツセンターの利用に関すること。
- ・新宿スポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。
- ・その他スポーツ活動及びレクリエーション活動の振興に関し、区長が必要と認める事業

###### (イ) 新宿スポーツセンターの団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

###### (ウ) 新宿スポーツセンターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

###### (エ) その他新宿スポーツセンターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

利用者数 341,631人（内訳 貸切利用：67,133人 個人利用：201,622人  
事業利用：72,876人）

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり意見を付す。

**【意見】**

**地域文化部生涯学習コミュニティ課**

生涯学習コミュニティ課（以下「課」という。）においては、団体の自主事業実施にあたっての調整や指導が十分とは言えなかった。

課は、自主事業の内容について、団体と十分な事前協議のうえ、指定管理事業との区分を明確にし、基本協定書や年度協定書を策定されたい。



# 株式会社コンベンションリンクージ

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

株式会社コンベンションリンクージ（以下「法人」という。）は、平成8年7月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 各種イベントの企画・制作

イ 国際会議・国内会議・展示会・見本市の主催及び企画・運営の受託業務  
並びにこれらに関する情報提供、コンサルティングサービス

ウ 通訳及び翻訳に関する業務

エ 法の規定に基づく指定管理者としての公共施設の管理運営業務

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に42,609,000円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
①新宿区立 高田馬場創業 支援センター	34,853,000円	—	41,994,973円 (うち人件費) 26,458,411円	平成23年10月1日 ┆ 平成26年3月31日
②新宿区立 新宿消費生活 センター分館	7,756,000円	1,302,450円		平成23年10月1日 ┆ 平成26年3月31日
合計金額	42,609,000円	1,302,450円	41,994,973円	

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

イ 根拠法令等

新宿区立産業振興施設条例（平成14年新宿区条例第11号）〔上記①〕

新宿区立消費生活センター条例（平成5年新宿区条例第4号）〔上記②〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 高田馬場創業支援センター

- ・次に掲げる事業に関する業務
- ・産業に関する情報の収集及び提供

- ・ 中小企業の経営改革への支援並びに創業及び新産業の創出の促進に必要な事業
  - ・ 産業振興施設の利用に関すること。
  - ・ その他区長が必要と認めた事業
  - ・ 高田馬場創業支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ・ その他高田馬場創業支援センターの管理に関し、区長が必要と認める業務
- (イ) 新宿消費生活センター分館
- ・ 次に掲げる事業に関する業務
    - ・ 消費生活に関する教育、啓発及び広報活動に関すること。
    - ・ 消費者団体に関すること。
    - ・ 新宿消費生活センター分館の利用に関すること。
    - ・ その他区長が必要と認める事業
  - ・ 新宿消費生活センター分館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
  - ・ 新宿消費生活センター分館の利用料金の納入、利用料金の減免及び利用料金の返還に関する業務
  - ・ 新宿消費生活センター分館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
  - ・ その他新宿消費生活センター分館の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

(ア) 高田馬場創業支援センター

・ シェアードオフィス等利用者数	年間 2,954 人
・ 入居者への訪問者	年間 1,153 人
・ 見学・相談者	年間 223 人

(イ) 新宿消費生活センター分館

・ 施設利用者数	年間 12,078 人
・ 稼働率 会議室	54.37%
調理室兼商品テスト室	31.08%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

## 《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（以下「法人」という。）は、平成21年4月に一般財団法人として設立され、同年12月に公益認定を受けた。

法人は、新宿区に居住し、勤労意欲を持ちつつも一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者（東京都内在住者も含む。）、若年者、女性等をはじめとするすべての区民に対し就労を支援し、あわせて新宿区内の中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対して総合的な勤労者福祉の向上を図るとともに、資源循環型社会の構築を目指すためにリサイクル活動の普及促進及び支援を行うことにより、中小企業の振興、地域社会の発展及び地域福祉の向上に寄与することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

#### ア 就労支援事業

- ・総合相談事業
- ・若年者就労支援事業
- ・障害者等就労支援事業
- ・受注センター事業
- ・コミュニティショップ運営事業
- ・IT就労訓練事業

#### イ 勤労者福祉事業

- ・中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- ・中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- ・中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等の事業
- ・中小企業勤労者福祉事業
- ・東京都及び区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業

#### ウ リサイクル活動事業

- ・情報提供事業
- ・資源回収モデルステーション事業
- ・不用品再利用事業
- ・環境・リサイクル講座
- ・環境・リサイクルイベント等
- ・環境学習・施設見学等の受入れ
- ・打合せスペースの提供
- ・家具リユース事業

- エ 障害福祉サービス事業
  - ・就労移行支援（エール）
  - ・就労継続支援B型（スマイル）
- オ 高齢者などに対する無料職業紹介事業

## 2 区との関係及びその概要

### (1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として 303,000,000 円の全額を出えんしている。

また、区は、法人に対し、平成 24 年度に 305,023,410 円を補助金として、38,573,000 円を指定管理料として支出している。

### (2) 補助金に関する概要

#### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人 新宿区勤労者・ 仕事支援センター 補助金	305,023,410 円	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが実施する障害者、高齢者、若年者、女性等に対する就労支援事業、中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業、リサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業等について補助を行う。

#### イ 根拠法令等

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 31 日 22 新地消就第 2983 号）

#### ウ 主な事業実績

##### (ア) 就労支援事業

- ・総合相談事業 受付相談件数 1,114 件
- ・若年者就労支援事業 若年総合相談 365 件 就職者数 16 人
- ・障害者等就労支援事業 就労面の支援 就職者数 48 人  
職業相談件数 568 件  
障害者インターンシップ 198 日（延べ 39 人）
- ・受注センター事業 公的受託事業（新宿区など） 延べ 64 件  
民間受託事業（定期受託） 延べ 64 事業所  
民間受託事業（軽作業など） 延べ 60 事業所  
区又は民間からの製作受託事業 延べ 68 件
- ・コミュニティショップの運営 ふらっと新宿 6 店舗 スイング 1 店舗  
出張販売 57 回  
年間売上高 49,408,770 円  
就職者数 6 人  
ジョブサポーターの養成 登録者 53 人

- ・ I T 就労訓練事業 就労に必要な知識及び能力の向上に向けた訓練の実施 月平均 15～19 人  
実務を通じた職業準備訓練の実施 99 件  
就職者数 3 人  
ジョブサポーター養成及び活動支援 登録者 3 人

(イ) 勤労者福祉事業

- ・ 利用会員入会状況 事業所数 1,313 所、利用会員数 6,980 人  
(平成 25 年 3 月 31 日現在)
- ・ 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業 (勤労者福祉に関するアンケート調査)
- ・ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業  
 ぱる新宿ニュースの作成・配布 年 10 回 各 8,000 部
- ・ 中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等の事業  
 各種資格検定講座など 97 人受講、パソコン講座 18 人受講
- ・ 中小企業勤労者福祉事業
- ・ 東京都及び区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業
- ・ その他の事業 (収益事業 (自動販売機による物品販売等)、相互扶助等事業 (勤労者福祉事業の会員に対する慶弔金及び見舞金等の給付等))

(ウ) リサイクル活動事業

下記 (3) 指定管理に関する概要 エ 主な事業実績 参照

(エ) 障害福祉サービス事業

- ・ 就労移行支援  
 年間平均稼働率 70.5% 就職者数 12 人
- ・ 就労継続支援 B 型  
 年間平均稼働率 94.9% 就職者数 2 人

(オ) 高年齢者などに対する無料職業紹介事業

- ・ 求職者数 2,493 人 ・ 就職者数 210 人
- ・ 就業にかかわる相談・セミナー 相談者数 98 人
- ・ 就職面接会の開催 参加者 356 人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
新宿区立西早稲田 リサイクル活動 センター	38,573,000 円	—	21,772,501 円 (うち人件費) 19,866,442 円	平成 22 年 5 月 1 日 ) 平成 25 年 3 月 31 日

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

イ 根拠法令等

新宿区立リサイクル活動センター条例 (平成 5 年新宿区条例第 16 号)

## ウ 主な管理業務の内容

### (ア) 次に掲げる事業に関する業務

- ・ごみの減量及びリサイクルに係る資料の収集及び提供に関すること。
- ・不用品の再利用に関すること。
- ・再生資源の保管に関すること。
- ・ごみの減量及びリサイクルに係る講演、講習等の開催に関すること。
- ・リサイクル活動センターの利用に関すること。
- ・その他区長が必要と認める事業

### (イ) リサイクル活動センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

### (ウ) その他リサイクル活動センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

## エ 主な事業実績

### (ア) 情報コーナーの運営 図書、資料、DVD等の閲覧・貸出

ホームページ、広報紙2回 計4,000部

### (イ) 資源回収モデルステーション 11品目の資源回収

### (ウ) 「もいちど倶楽部」等の運営 「もいちど倶楽部」出品登録者 2,104人 出品点数 44,838点

フリーマーケットの運営 開催回数23回

### (エ) 環境・リサイクルに関する講座など 協働型講座 23講座

直営型講座 12講座

出前講座 11講座

### (オ) 環境・リサイクルイベント運営 主催行事（西早稲田リサイクルまつり等）、出展行事5件

### (カ) 環境学習・施設見学等の受入れ

### (キ) 打合せスペースの提供 利用件数993件

## 第2 監査の結果

補助金、出資に係る事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 社会福祉法人アゼリヤ会

## 《補助金等交付団体・指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人アゼリヤ会（以下「法人」という。）は、昭和37年2月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 第一種社会福祉事業 養護老人ホームの経営
- イ 第一種社会福祉事業 救護施設の経営
- ウ 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
- エ 第二種社会福祉事業 保育所の経営
- オ 第二種社会福祉事業 一時預かり事業の経営
- カ 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業の経営
- キ 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業の経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に28,418,330円を補助金等として支出している。

また、指定管理料の支出はしていないが、東戸山高齢者在宅サービスセンターの指定管理者に指定している。

##### (2) 補助金等に関する概要

ア 補助金等の名称、補助金額及び交付目的

補助金等の名称	補助金額	交付目的
①新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金	17,050,187円	利用者サービスの維持・向上など、区民の要望に応えられる施設となるための運営費等に要する経費の一部を補助する。
②新宿区医療介護支援補助金	11,366,000円	区内で特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が暮らし続けられる環境の整備を図る。

③新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金	2,143 円	介護保険の利用者のうち低所得者で特に生計困難である者及び生活保護受給者を対象として介護保険サービスの利用に係る負担を軽減する事業を行い、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。
合計金額	28,418,330 円	

イ 根拠法令等

- ①新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 新地福計第 1598 号）〔上記①〕
- ②新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔上記②〕
- ③新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業補助要綱（平成 23 年 4 月 1 日 23 新福介給第 552 号）〔上記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金

あかね苑 定員 60 人

- ・利用者サービスの維持向上のための支援 基本分（包括分）
- ・あん摩マッサージ指圧師加算
- ・小規模施設加算及び小規模施設特別加算

(イ) 新宿区医療介護支援補助金

- ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算適用後） 29.0 人
  - うち看護職 4.0 人
  - 介護職 25.0 人
- ・医療処置受入者数 延べ 10 人

(ウ) 新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金

- ・1 件（平成 24 年 4 月） 軽減対象額 4,287 円

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
新宿区立東戸山 高齢者在宅サービス センター	0 円	—	68,771,534 円 (うち人件費) 59,137,856 円	平成 22 年 4 月 1 日 ) 平成 27 年 3 月 31 日

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

なお、介護保険料収入を歳入としているため、平成 24 年度に区は指定管理料を支出していない。指定管理運営に要した経費は、経常収入は 68,585,312 円（主たる収入：介護保険料収入 68,465,312 円）で、経常支出は 68,771,534 円（人件費、事務費、事業費等）となっている。



イ 根拠法令等

新宿区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成 12 年新宿区条例第 40 号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）次に掲げる事業に関する業務

- ・通所介護
- ・介護予防通所介護
- ・その他区長が必要と認める事業

（イ）高齢者在宅サービスセンターの利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

（ウ）高齢者在宅サービスセンターの利用料金の納入及び利用料金の減額に関する業務

（エ）高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（オ）その他高齢者在宅サービスセンターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

実施日数：延べ 308 日

利用人数：延べ 6,851 人

## 第 2 監査の結果

補助金等及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 社会福祉法人かがやき会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人かがやき会（以下「法人」という。）は、平成元年9月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 福祉ホーム 諏訪ハウスの設置経営

イ 地域活動支援センターなどの設置経営

ウ 障害福祉サービス事業（共同生活援助 落合ハウス）

エ 障害福祉サービス事業（就労移行支援・就労継続支援 就労センター街）

オ 相談支援事業（地域活動支援センターなど）

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に53,901,750円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	11,721,000円	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人等が新宿区の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図る。
②新宿区地域活動支援センター事業補助金	基礎的事業 23,395,750円 相談支援事業 9,685,000円	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する地域活動支援センターの運営費等に要する経費を補助する。

③新宿区居住サポート事業補助金	1,764,000 円	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する居住サポートの運営費等に要する経費を補助する。
④新宿区精神障害者福祉ホーム補助金	7,056,000 円	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する福祉ホームの運営費等に要する経費を補助する。
⑤新宿区障害者グループホーム等支援事業補助金	280,000 円	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する共同生活介護及び共同生活援助を行う事業所等の安定的な運営を図る。
合計金額	53,901,750 円	

イ 根拠法令等

- ①新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）〔上記①〕
- ②新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1317 号）〔上記②〕
- ③新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1318 号）〔上記③〕
- ④新宿区精神障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1466 号）〔上記④〕
- ⑤新宿区障害者グループホーム等支援事業実施要綱（平成 19 年 5 月 22 日 19 新福障経第 306 号）〔上記⑤〕

ウ 主な事業実績

(ア) 就労移行支援事業・就労継続支援事業

就労センター街

就労移行支援 登録者 23 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年間利用延べ人数 2,403 人

就労継続支援 登録者 31 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年間利用延べ人数 3,950 人

(イ) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターまど

利用者 133 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年間利用延べ人数 相談支援 10,624 人

地域活動支援事業 6,941 人

生活支援事業 3,229 人

- (ウ) 居住サポート事業  
サービス提供件数 181 件
- (エ) 福祉ホーム  
諏訪ハウス  
利用者 6 人 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
- (オ) グループホーム  
落合ハウス  
利用者 4 人 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 特定非営利活動法人工房『風』

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

特定非営利活動法人工房『風』（以下「法人」という。）は、平成17年6月に設立された。

法人は、一般市民を対象として、精神科へ通院治療中の精神障害者が社会復帰や社会参加を促進する事業を行うとともに地域生活を営むための支援や地域住民の理解を求める事業を行うことで地域福祉の向上に寄与することを目的としてしている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 一般相談支援事業

イ 特定相談支援事業

ウ 精神障害者の自立支援に関する生活支援事業

エ 精神障害者の自立支援に関する普及啓発事業

オ 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に22,739,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	8,536,000円	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人等が新宿区の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図る。
②新宿区地域活動支援センター事業補助金	基礎的事業 6,170,000円 相談支援事業 5,045,000円	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する地域活動支援センターの運営費等に要する経費を補助する。

③新宿区相談支援発展推進支援事業補助金	1,200,000 円	障害者相談支援事業を実施している事業者に対し、新規の障害者相談支援事業の立ち上げや拡充等を補助する。
④新宿区居住サポート事業補助金	1,764,000 円	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する居住サポートの運営費等に要する経費を補助する。
⑤新宿区障害福祉活動事業助成金	24,000 円	自立のための社会的活動を行う障害者（その家族を含む。）及び障害者に対する援助活動を行う区民（法人その他の団体を含む。）に助成する。
合計金額	22,739,000 円	

イ 根拠法令等

- ①新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）〔上記①〕
- ②新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1317 号）〔上記②〕
- ③新宿区相談支援発展推進支援事業補助金交付要綱（平成 24 年 12 月 3 日 24 新福障支第 568 号）〔上記③〕
- ④新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1318 号）〔上記④〕
- ⑤新宿区障害者福祉活動事業助成実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日 23 新福障福第 1658 号）〔上記⑤〕

ウ 主な事業実績

（ア）就労継続支援事業

登録者 30 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年間利用延べ人数 4,112 人

（イ）地域活動支援センター事業

登録者 15 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）

開所日数 245 日

年間利用延べ人数 1,696 人

（ウ）相談支援発展推進支援事業

施設整備（相談室の机及びパソコンの購入等）、従事者の研修

（エ）居住サポート事業

サービス提供件数 78 件（住宅探し等 8 件、入居継続支援等 70 件）

（オ）障害者福祉活動事業

絵手紙事業 延べ 72 人参加

## 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり意見を付す。

### 【意見】

#### 福祉部障害者福祉課

この法人に対する区の補助事業の中で、東京都の全額助成を受けているものもあるが、その場合でも補助事業の実施主体は区である。

障害者福祉課は、先の「第1 総括意見」にて述べている補助金制度の本来の趣旨を十分踏まえて、法人に対し補助金に係る事業の執行や補助金の使途について適切な指導を行われたい。

# 社会福祉法人新宿区障害者福祉協会

## 《補助金等交付団体・指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会（以下「法人」という。）は、平成12年10月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 第二種社会福祉事業 身体障害者福祉センターの経営
- イ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営
- ウ 第二種社会福祉事業 相談支援事業の経営
- エ 第二種社会福祉事業 福祉ホームの経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に31,535,000円を補助金として、360,343,140円を指定管理料として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区知的障害者グループホーム・ケアホーム整備費補助金	1,025,000円	知的障害者が地域で安心して暮らすための生活の場として、知的障害者グループホーム・ケアホームを整備する法人に対し、その事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、知的障害者を対象とするグループホーム等の整備を促進し、障害者福祉の向上を図る。
②新宿区身体障害者福祉ホーム運営費補助金	7,666,000円	社会福祉法人が設置する身体障害者福祉ホームの運営に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、その円滑な運営を図り、もって身体障害者の福祉の増進に資する。



③新宿区重度身体障害者グループホーム運営費補助金	22,844,000 円	グループホームの運営費の一部を補助することにより、福祉ホームに介助員が増配置されることを促し、地域における重度身体障害者の自立生活の促進を図る。
合計金額	31,535,000 円	

イ 根拠法令等

- ①新宿区知的障害者グループホーム・ケアホーム整備事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 1 日 24 新福障事第 280 号）〔上記①〕
- ②新宿区身体障害者福祉ホームの運営に対する補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 1 日 24 新福障事第 10 号）〔上記②〕
- ③新宿区重度身体障害者グループホーム運営費補助要綱（平成 24 年 4 月 1 日 24 新福障事第 11 号）〔上記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 知的障害者グループホーム・ケアホーム整備費補助

施設等の名称 からふる  
所在地 新宿区西新宿四丁目 8 番 36 号  
施設等の種別 グループホーム・ケアホーム（一体型）  
利用人数 7 人  
敷地面積 243.82 m<sup>2</sup>（借地）  
建築面積 99.37 m<sup>2</sup>  
事業費 施設整備 12,690,000 円、設備整備 1,153,000 円  
完成年月日 平成 24 年 5 月 15 日  
事業開始年月日 平成 24 年 6 月 1 日

(イ) 身体障害者福祉ホーム運営費補助

あじさいホーム 定員 10 人 利用者 年間延べ 120 人  
所在地 新宿区西早稲田一丁目 11 番 10 号  
ひまわりホーム 定員 10 人 利用者 年間延べ 120 人  
所在地 新宿区西新宿四丁目 21 番 19 号

(ウ) 重度身体障害者グループホーム運営費補助

あじさいホーム 相談介助者 年間延べ 18 人  
その他 年間延べ 123 人  
ひまわりホーム 相談介助者 年間延べ 18 人  
その他 年間延べ 20 人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
①新宿区立 あゆみの家	156,944,869 円	134,531,823 円	292,526,089 円 (うち人件費) 214,045,047 円	平成 24 年 4 月 1 日 ) 平成 29 年 3 月 31 日
②新宿区立 障害者福祉 センター	203,398,271 円	50,703,869 円	258,574,084 円 (うち人件費) 148,563,288 円	平成 23 年 4 月 1 日 ) 平成 28 年 3 月 31 日
合計金額	360,343,140 円	185,235,692 円	551,100,173 円	

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

イ 根拠法令等

- ①新宿区立心身障害者通所訓練施設条例（昭和 46 年新宿区条例第 23 号）  
〔上記①〕
- ②新宿区立障害者福祉センター条例（平成 12 年新宿区条例第 94 号）  
〔上記②〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) あゆみの家

- ・次に掲げる事業に関する業務
  - ・心身障害者の相談、指導等に関すること。
  - ・心身障害者に係る研修、自主活動の奨励及び助成に関すること。
  - ・生活介護事業
  - ・短期入所事業
  - ・日中ショートステイ事業
  - ・土曜ケアサポート事業
  - ・その他区長が必要と認める事業
- ・あゆみの家の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・あゆみの家の利用料金の納入及び利用料金の減免に関する業務
- ・あゆみの家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他あゆみの家の管理に関し、区長が必要と認める業務

(イ) 障害者福祉センター

- ・次に掲げる事業に関する業務
  - ・障害者及びその保護者の相談、援助等に関すること。
  - ・生活介護事業
  - ・就労継続支援事業
  - ・短期入所事業
  - ・日中ショートステイ事業

- ・入浴サービスに関すること。
- ・給食サービスに関すること。
- ・機能訓練に関すること。
- ・講座・講習会に関すること。
- ・送迎サービスに関すること。
- ・施設の利用に関すること。
- ・その他区長が必要があると認める事業
- ・障害者福祉センターの利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・障害者福祉センターの利用料金の納入及び利用料金の減免に関する業務
- ・障害者福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他障害者福祉センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

#### エ 主な事業実績

##### (ア) あゆみの家

成人通所者 登録者 41 人 延べ通所者数 8,578 人  
短期入所利用実績 391 人

##### (イ) 障害者福祉センター

機能訓練利用者 73 人  
短期入所利用実績 247 人 延べ利用日数 644 日  
就労継続支援B型 13 人  
生活介護 11 人  
地域自立生活支援相談 859 人

## 第2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 生活協同組合・東京高齢協

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

生活協同組合・東京高齢協（以下「法人」という。）は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の規定に基づき、平成11年3月に設立された。

法人は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業

イ 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業

ウ 組合員の生活に必要な物資を購入して組合員に供給する事業

エ 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

オ 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に84,324,895円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
①新宿区立 信濃町シニア活動館	18,073,950円	—	17,620,571円 (うち人件費) 12,977,239円	平成21年4月1日 ) 平成26年3月31日
②新宿区立 新宿地域活動館	20,402,000円	—	17,038,815円 (うち人件費) 12,471,313円	平成22年4月1日 ) 平成27年3月31日
③新宿区立 山吹町地域活動館	24,035,450円	—	21,661,611円 (うち人件費) 13,310,859円	平成22年4月1日 ) 平成27年3月31日
④新宿区立 上落合地域活動館	21,813,495円	—	19,677,890円 (うち人件費) 14,195,533円	平成22年4月1日 ) 平成27年3月31日
合計金額	84,324,895円	—	75,998,887円	

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

## イ 根拠法令等

- ①新宿区立シニア活動館条例（平成 20 年新宿区条例第 19 号）〔上記①〕
- ②新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔上記②③④〕

## ウ 主な管理業務の内容

### （ア）信濃町シニア活動館

- ・次に掲げる事業に関する業務
  - ・シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関すること。
  - ・シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
  - ・その他区長が必要と認める事業
- ・シニア活動館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他シニア活動館の管理に関し、区長が必要と認める業務

### （イ）新宿地域交流館、山吹町地域交流館、上落合地域交流館

- ・次に掲げる事業に関する業務
  - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
  - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
  - ・その他区長が必要と認める事業
- ・地域交流館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他地域交流館の管理に関し、区長が必要と認める業務

## エ 主な事業実績

### （ア）信濃町シニア活動館

利用者数：25,491 人（内訳 団体利用：11,695 人 個人利用：13,796 人）

### （イ）新宿地域交流館

利用者数：13,187 人（内訳 団体利用：3,286 人 個人利用：9,901 人）

### （ウ）山吹町地域交流館

利用者数：16,278 人（内訳 団体利用：8,524 人 個人利用：7,754 人）

### （エ）上落合地域交流館

利用者数：24,199 人（内訳 団体利用：17,535 人 個人利用：6,664 人）

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社（以下「法人」という。）は、平成13年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ベビーシッターの養成
- イ ベビーシッター業務の請負
- ウ 保育施設の企画・運営
- エ 高齢者介護に関する指導
- オ 高齢者介護サービス
- カ 有料職業紹介事業
- キ 労働者派遣事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に130,941,000円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

##### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
①新宿区立 北新宿地域交流館	10,920,000円	—	10,691,467円 (うち人件費) 6,775,373円	平成22年4月1日 ) 平成27年3月31日
②新宿区立 百人町地域活動館	14,490,000円	—	14,208,538円 (うち人件費) 9,253,138円	平成24年4月1日 ) 平成29年3月31日
③新宿区立 北新宿第一児童館	33,098,000円	—	32,885,900円 (うち人件費) 20,482,615円	平成22年4月1日 ) 平成27年3月31日
④新宿区立 百人町児童館	37,755,000円	—	37,430,550円 (うち人件費) 23,624,166円	平成24年4月1日 ) 平成29年3月31日

⑤新宿区立 上落合児童館	34,678,000 円	—	34,376,905 円 (うち人件費) 24,392,249 円	平成 22 年 4 月 1 日 ) 平成 27 年 3 月 31 日
合計金額	130,941,000 円	—	129,593,360 円	

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

#### イ 根拠法令等

①新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔上記①②〕

②新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）〔上記③④⑤〕

#### ウ 主な管理業務の内容

##### （ア）北新宿地域交流館、百人町地域交流館

- ・次に掲げる事業に関する業務
  - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
  - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
  - ・その他区長が必要と認める事業
- ・地域交流館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他地域交流館の管理に関し、区長が必要と認める業務

##### （イ）北新宿第一児童館、百人町児童館、上落合児童館

- ・次に掲げる事業に関する業務
  - ・子供の福祉の増進に関すること。
  - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
  - ・児童館の施設の利用に関すること。
  - ・その他区長が必要と認める事業
- ・児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
  - ・指定児童館の施設等の維持管理に関する業務
  - ・その他指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

#### エ 主な事業実績

##### （ア）北新宿地域交流館

利用者数：14,003 人（内訳 団体利用：4,200 人 個人利用：9,803 人）

##### （イ）百人町地域交流館

利用者数：15,672 人（内訳 団体利用：3,009 人 個人利用：12,663 人）



(ウ) 北新宿第一児童館

利用者数：30,741人（内訳 小学生：19,856人 中学生：1,852人 高校生：154人 幼児：4,434人 その他：4,445人）

(エ) 百人町児童館

利用者数：27,621人（内訳 小学生：18,650人 中学生：460人 高校生：65人 幼児：4,135人 その他：4,311人）

(オ) 上落合児童館

利用者数：30,097人（内訳 小学生：18,743人 中学生：1,535人 高校生：241人 幼児：4,483人 その他：5,095人）

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 社会福祉法人聖母会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人聖母会（以下「法人」という。）は、昭和27年5月に設立された。

法人は、キリスト教の愛の精神をもって、国籍、信仰、貧富を問わず、人類に奉仕することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 医療施設の設置経営
- イ 介護保険施設の設置経営
- ウ 老人福祉施設の設置経営
- エ 児童福祉施設の設置経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に49,237,890円を補助金等として支出している。

##### (2) 補助金等に関する概要

ア 補助金等の名称、補助金額及び交付目的

補助金等の名称	補助金額	交付目的
①新宿区医療介護支援補助金	17,200,000円	区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が暮らし続けられる環境の整備を図る。
②新宿区特別養護老人ホーム等建設事業助成金	32,000,000円	特別養護老人ホーム等の建設事業助成（借入金償還分）
③新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金	37,890円	介護保険の利用者のうち低所得者で特に生計困難である者及び生活保護受給者を対象として介護保険サービスの利用に係る負担を軽減する事業を行い、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。
合計金額	49,237,890円	

イ 根拠法令等

- ①新宿区医療介護支援補助金交付要綱(平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号)〔上記①〕
- ②聖母ホームの運営に関する協定書(平成 11 年 3 月 31 日)、分割補助に関する協定書(平成 15 年 1 月 17 日)〔上記②〕
- ③新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業要綱(平成 23 年 4 月 1 日 23 新福介給第 552 号)〔上記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 新宿区医療介護支援補助金

- ・看護職員及び介護職員総数(常勤換算適用後) 38.5 人
  - うち看護職 5.3 人
  - 介護職 33.2 人
- ・医療処置受入者数 延べ 27 人

(イ) 新宿区特別養護老人ホーム等建設事業助成金

- ・聖母ホーム借入金償還元金額 32,000,000 円

(ウ) 新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金

- ・1 件(平成 24 年 4 月～11 月) 軽減対象額 75,781 円

## 第 2 監査の結果

補助金等について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 社会福祉法人新栄会

## 《補助金等交付団体・指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人新栄会（以下「法人」という。）は、昭和27年5月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

##### ア 第一種社会福祉事業

- ・宿所提供施設の経営
- ・更生施設の経営

##### イ 第二種社会福祉事業

- ・無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
- ・保育所の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・宿泊所の経営
- ・隣保事業の経営
- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業の経営
- ・無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- ・放課後児童健全育成事業の経営
- ・児童厚生施設の経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に341,235,000円を補助金として、336,523,671円を指定管理料として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

##### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①高田馬場四丁目における子ども園整備費等補助金	305,183,000円	子ども園の整備を促進し、入所児の処遇の向上を図る。
②高田馬場四丁目における民間学童クラブ整備費等補助金	36,052,000円	学童クラブの整備を促進し、入所児の処遇の向上を図る。
合計金額	341,235,000円	

イ 根拠法令等

- ①高田馬場四丁目における子ども園整備費等補助金交付要綱（平成 23 年 10 月 4 日 23 新子推字第 1291 号）〔上記①〕
- ②高田馬場四丁目における民間学童クラブ整備費等補助金交付要綱（平成 23 年 11 月 8 日 23 新子総児第 1064 号）〔上記②〕

ウ 主な事業実績

		全体	内訳	
			子ども園	学童クラブ
施設の規模 及び構造	建築面積	1188.94 m <sup>2</sup>	—	—
	延床面積	3432.61 m <sup>2</sup>	—	—
	建物の構造	R C 造	—	—
工事費	本体工事	366,870,000 円	326,433,450 円	40,436,550 円
	委託料	8,575,000 円	7,408,800 円	1,166,200 円
施設整備費	備品購入費	26,775,000 円	25,119,056 円	1,655,944 円
竣工年月日		平成 25 年 2 月 28 日	—	—

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
①新宿区立 富久町保育園	293,199,671 円	—	278,729,360 円 (うち人件費)	平成 23 年 4 月 1 日 )
			242,673,864 円	平成 28 年 3 月 31 日
②新宿区立 富久町児童館	43,324,000 円	—	42,552,682 円 (うち人件費)	平成 23 年 4 月 1 日 )
			29,469,050 円	平成 28 年 3 月 31 日
合計金額	336,523,671 円	—	321,282,042 円	

\*管理経費については、その支出項目のうち金額が高いものとして人件費を表記する。

イ 根拠法令等

- ①新宿区立保育所条例（昭和 36 年新宿区条例第 7 号）〔上記①〕
- ②新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成 22 年新宿区条例第 46 号)〔上記②〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 富久町保育園

- ・保育の実施に関する業務
- ・延長保育の実施に関する業務
- ・一時保育の実施に関する業務

- ・休日保育の実施に関する業務
  - ・指定保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ・その他指定保育所の管理に関し、区長が必要と認める業務
- (イ) 富久町児童館
- ・次に掲げる事業に関する業務
    - ・子供の福祉の増進に関すること。
    - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
    - ・児童館の施設の利用に関すること。
    - ・その他区長が必要と認める事業
  - ・児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
  - ・指定児童館の施設等の維持管理に関する業務
  - ・その他指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務
- エ 主な事業実績
- (ア) 富久町保育園
- 入所児童数 149人 (ただし4～8月までは145人)
- 充足率 97.4%
- (イ) 富久町児童館
- 利用者数：27,002人 (内訳 小学生：13,051人 中学生：2,243人 高校生 110人 幼児：4,371人 その他：7,227人)

## 第2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 西富久地区市街地再開発組合

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

西富久地区市街地再開発組合（以下「法人」という。）は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づき、平成21年11月に東京都知事の認可を受け設立された。

法人は、西富久地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、都市型住宅や生活支援施設等を整備して街の再生を図るとともに、あわせて地区内の都市計画道路環状第4号線を整備し、広場等を設け、防災性や住環境の向上を図ることを目的とし、第一種市街地再開発事業を施行する。

その主な事業内容は、次のとおりである。

- ア 施設建築物及び施設建設敷地の整備に関する事業
- イ 公共施設の整備に関する事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成24年度に156,000,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
市街地再開発事業補助金	156,000,000円	区のまちづくり施策に資する市街地再開発事業の推進を図る。

###### イ 根拠法令等

新宿区市街地再開発事業補助要綱(平成10年3月10日9新都ま一第332号)

###### ウ 主な事業実績

西富久地区第一種市街地再開発事業（施行区域面積約2.6ha）に係る施設建築物等建設工事

契約年月日	平成24年4月17日
変更契約年月日	平成24年9月2日
契約額（税抜）	33,862,220,000円
完成予定年月日	平成27年9月20日

- ・平成 24 年度市街地再開発補助金
  - 補助対象項目 共同施設整備費（地業工事）
  - 補助基本額（税抜） 234,000,000 円
  - 補助率 2/3
  - 完了検査年月日 平成 25 年 3 月 29 日
- ・建物概要
  - 敷地面積 約 16,200 m<sup>2</sup>
  - 延べ面積 約 138,700 m<sup>2</sup>
  - 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
  - 規模 地下 2 階地上 55 階建
  - 用途 住宅、商業、業務、保育施設、駐車場等

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。



# 飯田橋第二パーク・ファミリア管理組合

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

飯田橋第二パーク・ファミリア管理組合（以下「団体」という。）は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定に基づき、昭和55年3月に設立された。

団体は、飯田橋第二パーク・ファミリアの建物、その敷地及び附属施設に関する区分所有者全員をもって構成され、法律に複数の区分所有者の合意もしくは決定、又は集会の決議を要するものと定められた諸事項の合意、決定、決議等を行うことを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 管理業務

イ 共用部分及び敷地の変更・処分・及び運営

ウ 会計業務

エ 総会・理事会において議決された業務

オ その他円滑な共同生活を維持するために必要な業務

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、平成24年度に11,370,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金	11,370,000円	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事、除却及び建替えに係る費用の補助を行い、耐震化を支援することにより、地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防止し、並びに広域的な避難路及び輸送路を確保し、もって地震に強い安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

イ 根拠法令等

新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱（平成25年3月26日24新都地第2786号）

ウ 主な事業実績

耐震改修工事 1件

- ・耐震工事概要 壁増打ち、エキスパンションジョイント改修
- ・対象建築物等の構造 鉄骨鉄筋コンクリート
- ・対象建築物の種類（用途）分譲マンション
- ・補助対象建築物の規模 敷地面積 3,413.40 m<sup>2</sup>  
延べ床面積（西棟）2,887.95 m<sup>2</sup>  
階数 地上15階

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 新宿区教職員互助会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

新宿区教職員互助会（以下「団体」という。）は、昭和30年11月に設立された。

団体は、新宿区立小・中・養護学校に勤務する教職員で組織され、会員の親睦と相互扶助を目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 共済給付（見舞金、祝金、弔慰金）

イ 退会者に対する餞別金

ウ その他本会の目的達成に必要なこと

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、平成24年度に7,460,400円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区教職員互助会補助金	7,460,400円	教職員の給付事業、文化事業に対して補助を行う。

イ 根拠法令等

新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）

ウ 主な事業実績

給付事業 344件

文化事業 ボウリング大会 358人

観劇会 芝居651枚・映画177枚 計828枚

研修・サポート資金 665人

### 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

印刷物作成番号  
2013-7-5101

平成25年度  
財政援助団体等監査結果報告書

平成26年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話(03)5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により350部印刷製本しています。その経費として、1部あたり235円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。

